

市議団速報

e-mail:info@jcp-niigata-shigidan.com NO. 247

2020年5月15日
日本共産党
新潟市議会議員団
電話 025-226-3450
FAX 025-223-7748

市は5月臨時議会に（5月19日～21日） 新型コロナウイルス感染症対策を発表

新潟市は、5月臨時議会に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を議案として提案しました。その内容は、県内でも遅く出されたにもかかわらず、不十分なものではありませんが、市民の世論が反映されたものもあります。市議団は5月臨時議会に続く6月議会でも市民のくらしと営業を守るために、全力を尽くします。

令和2年度一般会計補正予算 市単独「新型コロナウイルス緊急経済対策」事業

その1 4月24日発表分

◇新潟市感染拡大防止に向けた

営業時間短縮協力金事業 4億円

県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じ、営業時間の短縮に協力した市内の飲食店等を対象に、1事業者当り10万円を支給するもの
(5月上・中旬申請受付、5月中～下旬支給)

◇新潟市テナント等家賃減額協力金事業 2億円

県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じ、休業等に協力する市内店舗等の家賃を減額する貸主に、減額した家賃の2/3について、20万円を限度に支給するもの
(申請・支給時期は協力金と同じ)

◇雇用調整助成金利用促進事業 4億円

中小企業を対象に雇用の完全維持を条件として国が助成する雇用調整助成金10分の9の残り、10分の1を補助するもの(上限200万円)
・雇用調整助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合の費用を10分の10補助するもの(1事業所当たり上限10万円)

その2 5月1日発表分

◇「新しい生活様式」に対応した

店づくり応援事業 8千万円

・新しい生活様式に対応した店舗作りのため、パーテーションや換気窓の設置、自動ドアや自動水栓にする改修などの設備投資にかかる費用を補助するもの
・「既存店魅力向上事業」の要件を満たす対象者に対し、補助率は2/3、上限100万円に引き上げて補助するもの

◇通勤機会縮減等に取り組む市内企業支援 6千万円

市内企業が公共交通による通勤機会を減らし、テレワークの執務室用途で市内ホテルを利用する場合、1回3000円を限度に補助するもの

◇安心宿泊割引プラン支援事業 2千万円

岩室温泉・田ノ浦温泉の新潟市民限定宿泊料金割引キャンペーンに対し、宿泊料金の一部等を補助するもの

※補正予算の財源は、すべて財政調整基金の取り崩しです。

5月臨時議会の日程

- 5月19日 議会運営委員会
本会議
- 5月20日 各常任委員会（現体制）
※上記の補正予算等を審議します。
- 5月21日 本会議
※新常任委員会構成が決まります。



第2弾 新型コロナウイルス感染症対策の申し入れ

新型コロナ対策で実現

1人10万円の給付金

新型コロナウイルス感染症対策として、国は国民に外出や営業の自粛を要請しています。“自粛というなら、セットで補償を”との世論におかれて、国はすべての国民に1人当たり一律10万円の「特別定額給付金」を支給することになりました。

◎給付の対象者は？

- 4月27日時点で住民基本台帳に記載されたすべての国民。
- 年金受給世帯、住民税非課税世帯、失業保険受給世帯、生活保護利用世帯の人も当然対象です。
(4月27日以降に亡くなった人は対象になりますが、基準日以降に生まれた人については対象になりません)

◎いつ受け取れる？

- 郵送申請分の振込みは29日から開始されます。
- オンライン申請分は、22日から振込み開始。

◎どうすれば受け取れる？

- 新潟市は5月22日～25日にかけて、世帯全員の氏名を記載した申請書を登録されている住所に郵送。
- 世帯主名義の振込先口座を記入し、口座を確認できる通帳の表紙の裏側のコピーと、本人確認ができる運転免許証、健康保険証などの内ひとつのコピーとともに返送すると、世帯人数分の給付金が口座に振り込まれます。
- マイナンバーカードを持っている場合は、オンラインでの申請が可能です。

◎申請期限は？

5月22日から3か月以内の8月17日になります。

◎ホームレスやネットカフェ難民など住所のない人は？

住民登録されている市町村で受け取れます。登録が抹消されている人は新潟市に再登録すれば受け取れます。

◎生活保護利用者の収入認定は？

給付金は、収入認定されません。

新潟市は18日から「特別定額給付金センター」を設置し、市民からの問い合わせ等を受け付けます。

新潟市特別定額給付金センター

電話番号 0570-0120-85

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

「10万円給付金の申請ができない」「家賃や学費が払えない」「会社を解雇された」など、お困りごととはなんでも日本共産党市議団にご相談ください。

電話

025-226-3450

受付時間 午前10時～午後4時

FAX

025-223-7748

